

令和元年6月28日

各位

会社名 株式会社KDS
 許可番号 派13-040180
 許可年月日 平成元年12月1日
 報告対象期間 2018/4/1～2019/3/31

労働者派遣事業に関するお知らせ

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第二十三条第五項の規定に基づき下記のとおり情報を公開いたします。

記

1. 事業所名称 株式会社KDS クレエ・スタッフ
 事業所所在地 東京都千代田区九段南4-7-15 JPR市ヶ谷ビル2F
- (1) 日雇い派遣以外の労働者派遣に関する料金額の平均(8時間当たり) 17,292円
 日雇い派遣以外の派遣労働者の賃金額の平均(8時間当たり) 14,357円
 日雇い派遣以外のマージン率 17.0%
- (2) 日雇い派遣の労働者派遣に関する料金額の平均(8時間当たり) 16,187円
 日雇い派遣の派遣労働者の賃金額の平均(8時間当たり) 13,179円
 日雇い派遣のマージン率 18.6%
- (3) その他労働者派遣事業の業務に関し参考となると認められる事項
- | | |
|--------------|--------|
| 健康保険負担率 | 4.750% |
| 厚生年金負担率 | 9.150% |
| 雇用保険負担率 | 0.600% |
| 介護保険負担率 | 0.850% |
| 労災保険負担率 | 0.240% |
| 子ども子育て拠出金負担率 | 0.340% |
- (4) 派遣労働者の数(2019年3月31日現在)
- | | |
|---------------|------|
| 日雇派遣労働者 | 0人 |
| 日雇派遣労働者以外の労働者 | |
| 無期雇用派遣労働者 | 45人 |
| 有期雇用派遣労働者 | 140人 |
- (5) 派遣労働者の役務の提供を受けた者の数(派遣先事業所数) 53件
- (6) 派遣労働者等教育訓練実績

	1年目	2年目	3年目		
各年ごとの厚生労働大臣が定める基準を満たす教育訓練の「実施時間の総計」の合計(a)	228	56	176	1～3年目のaの合計(c)	460
各年ごとの厚生労働大臣が定める基準を満たす教育訓練の受講者の実人数(b)	212	7	22	1～3年目のbの合計(d)	241
厚生労働大臣が定める基準を満たす教育訓練について1人当たりの平均実施時間(a÷b)	1.1	8.0	8.0	1～3年目の厚生労働大臣が定める基準を満たす教育訓練について1人当たりの平均実施時間(c÷d)	1.9

(7) 教育訓練およびキャリアコンサルティングの申込み連絡先 TEL 03-3230-6673

2. 事業所名称 株式会社KDS「札幌支社」
 事業所所在地 札幌市中央区大通西9-3 キタコーセンタービルディング4F

- (1) 日雇い派遣以外の労働者派遣に関する料金額の平均(8時間当たり) 19,420円
 日雇い派遣以外の派遣労働者の賃金額の平均(8時間当たり) 14,996円
 日雇い派遣以外のマージン率 22.8%
- (2) 日雇い派遣の労働者派遣に関する料金額の平均(8時間当たり) 0円
 日雇い派遣の派遣労働者の賃金額の平均(8時間当たり) 0円
 日雇い派遣のマージン率 #DIV/0!
- (3) その他労働者派遣事業の業務に関し参考となると認められる事項
- | | |
|--------------|--------|
| 健康保険負担率 | 4.750% |
| 厚生年金負担率 | 9.150% |
| 雇用保険負担率 | 0.600% |
| 介護保険負担率 | 0.850% |
| 労災保険負担率 | 0.240% |
| 子ども子育て拠出金負担率 | 0.340% |
- (4) 派遣労働者の数(2019年3月31日現在)
- | | |
|---------------|-----|
| 日雇派遣労働者 | 0人 |
| 日雇派遣労働者以外の労働者 | |
| 無期雇用派遣労働者 | 5人 |
| 有期雇用派遣労働者 | 13人 |
- (5) 派遣労働者の役務の提供を受けた者の数) 派遣先事業所数) 8件

(6) 派遣労働者等教育訓練実績

	1年目	2年目	3年目		
各年ごとの厚生労働大臣が定める基準を満たす教育訓練の「実施時間の総計」の合計(a)	8.5	48	24	1～3年目のaの合計 (c)	80.5
各年ごとの厚生労働大臣が定める基準を満たす教育訓練の受講者の実人数(b)	1	6	3	1～3年目のbの合計 (d)	10
厚生労働大臣が定める基準を満たす教育訓練について1人当たりの平均実施時間 (a÷b)	8.5	8.0	8.0	1～3年目の厚生労働大臣が定める基準を満たす教育訓練について1人当たりの平均実施時間(c÷d)	8.1

(7) 教育訓練およびキャリアコンサルティングの申込み連絡先 TEL 011-271-5237

3. 事業所名称 株式会社KDS「東北支社」
 事業所所在地 仙台市青葉区上杉1-17-7 仙台上杉ビル7F

- (1) 日雇い派遣以外の労働者派遣に関する料金額の平均(8時間当たり) 23,166円
 日雇い派遣以外の派遣労働者の賃金額の平均(8時間当たり) 15,025円
 日雇い派遣以外のマージン率 35.1%
- (2) 日雇い派遣の労働者派遣に関する料金額の平均(8時間当たり)
 日雇い派遣の派遣労働者の賃金額の平均(8時間当たり)
 日雇い派遣のマージン率
- (3) その他労働者派遣事業の業務に関し参考となると認められる事項
- | | |
|--------------|--------|
| 健康保険負担率 | 4.750% |
| 厚生年金負担率 | 9.150% |
| 雇用保険負担率 | 0.600% |
| 介護保険負担率 | 0.850% |
| 労災保険負担率 | 0.240% |
| 子ども子育て拠出金負担率 | 0.340% |
- (4) 派遣労働者の数(2019年3月31日現在)
- | | |
|---------------|----|
| 日雇派遣労働者 | 0人 |
| 日雇派遣労働者以外の労働者 | |
| 無期雇用派遣労働者 | 1人 |
| 有期雇用派遣労働者 | 3人 |
- (5) 派遣労働者の役務の提供を受けた者の数) 派遣先事業所数) 8件

(6) 派遣労働者等教育訓練実績

	1年目	2年目	3年目		
各年ごとの厚生労働大臣が定める基準を満たす教育訓練の「実施時間の総計」の合計(a)	0	8	8	1～3年目のaの合計 (c)	16
各年ごとの厚生労働大臣が定める基準を満たす教育訓練の受講者の実人数(b)	0	1	1	1～3年目のbの合計 (d)	2
厚生労働大臣が定める基準を満たす教育訓練について1人当たりの平均実施時間 (a÷b)	0.0	8.0	8.0	1～3年目の厚生労働大臣が定める基準を満たす教育訓練について1人当たりの平均実施時間 (c÷d)	8.0

(7) 教育訓練およびキャリアコンサルティングの申込み連絡先 TEL 022-227-1988

4. 事業所名称 株式会社KDS「大阪支社」
 事業所所在地 大阪市中央区本町2-5-7 メットライフ本町スクエアビル14F

(1) 日雇い派遣以外の労働者派遣に関する料金額の平均(8時間当たり) 26,252円
 日雇い派遣以外の派遣労働者の賃金額の平均(8時間当たり) 16,267円
 日雇い派遣以外のマージン率 38.0%

(2) 日雇い派遣の労働者派遣に関する料金額の平均(8時間当たり)
 日雇い派遣の派遣労働者の賃金額の平均(8時間当たり)
 日雇い派遣のマージン率

(3) その他労働者派遣事業の業務に関し参考となると認められる事項

健康保険負担率	4.750%
厚生年金負担率	9.150%
雇用保険負担率	0.600%
介護保険負担率	0.850%
労災保険負担率	0.240%
子ども子育て拠出金負担率	0.340%

(4) 派遣労働者の数(2019年3月31日現在)

日雇派遣労働者	0人
日雇派遣労働者以外の労働者	
無期雇用派遣労働者	7人
有期雇用派遣労働者	9人

(5) 派遣労働者の役務の提供を受けた者の数) 派遣先事業所数) 6件

(6) 派遣労働者等教育訓練実績

	1年目	2年目	3年目		
各年ごとの厚生労働大臣が定める基準を満たす教育訓練の「実施時間の総計」の合計(a)	2	8	24	1～3年目のaの合計 (c)	34
各年ごとの厚生労働大臣が定める基準を満たす教育訓練の受講者の実人数(b)	2	1	3	1～3年目のbの合計 (d)	6
厚生労働大臣が定める基準を満たす教育訓練について1人当たりの平均実施時間 (a÷b)	1.0	8.0	8.0	1～3年目の厚生労働大臣が定める基準を満たす教育訓練について1人当たりの平均実施時間 (c÷d)	5.7

(7) 教育訓練およびキャリアコンサルティングの申込み連絡先 TEL 06-6563-7090

5. 事業所名称 株式会社KDS「高津事業所」
 事業所所在地 川崎市高津区坂戸3-2-1 KSP R&D C棟 4階

- (1) 日雇い派遣以外の労働者派遣に関する料金額の平均(8時間当たり) 17,045円
 日雇い派遣以外の派遣労働者の賃金額の平均(8時間当たり) 13,560円
 日雇い派遣以外のマージン率 20.4%
- (2) 日雇い派遣の労働者派遣に関する料金額の平均(8時間当たり)
 日雇い派遣の派遣労働者の賃金額の平均(8時間当たり)
 日雇い派遣のマージン率
- (3) その他労働者派遣事業の業務に関し参考となると認められる事項
- | | |
|--------------|--------|
| 健康保険負担率 | 4.750% |
| 厚生年金負担率 | 9.150% |
| 雇用保険負担率 | 0.600% |
| 介護保険負担率 | 0.850% |
| 労災保険負担率 | 0.240% |
| 子ども子育て拠出金負担率 | 0.340% |
- (4) 派遣労働者の数(2019年3月31日現在)
- | | |
|---------------|----|
| 日雇派遣労働者 | 0人 |
| 日雇派遣労働者以外の労働者 | |
| 無期雇用派遣労働者 | 0人 |
| 有期雇用派遣労働者 | 6人 |
- (5) 派遣労働者の役務の提供を受けた者の数) 派遣先事業所数) 3件

(6) 派遣労働者等教育訓練実績

	1年目	2年目	3年目		
各年ごとの厚生労働大臣が定める基準を満たす教育訓練の「実施時間の総計」の合計(a)	0	0	0	1～3年目のaの合計 (c)	0
各年ごとの厚生労働大臣が定める基準を満たす教育訓練の受講者の実人数(b)	0	0	0	1～3年目のbの合計 (d)	0
厚生労働大臣が定める基準を満たす教育訓練について1人当たりの平均実施時間 (a÷b)	0	0	0	1～3年目の厚生労働大臣が定める基準を満たす教育訓練について1人当たりの平均実施時間 (c÷d)	0

(7) 教育訓練およびキャリアコンサルティングの申込み連絡先 TEL 044-833-2471

マージン率に含まれる派遣事業運営に必要な経費については以下のようなものも含まれます。

- ※ 派遣労働者の社会保険料の約50%
- ※ 派遣労働者の年次有給休暇の賃金の全額
- ※ 募集費、教育費、福利厚生費
- ※ 事業運営に必要な家賃、事務経費、システム維持費、管理職員人件費、その他経費等

社会保険料について

- ※ 健康保険、厚生年金、雇用保険、介護保険については、月間の労働時間、就業期間等、加入条件を満たした職員が加入対象となっております。
- ※ 労災保険は、当社で就業している職員全員が対象となっております。
- ※ 事業年度が終了し、金額等に変更があった場合は速やかにお知らせいたします。

以上